

奈良市公報

号外第4号

平成31年4月規則等

令和2年2月10日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務カシンス課長
制作 株式会社 明新社

目次

規 則

月 日	番号	件 名	主 管
4	4	34 奈良市職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則	人事課
4	5	35 奈良市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	保健給食課
4	22	36 奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則	市民税課

告 示

月 日	番号	件 名	主 管
4	1	189 奈良市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の能率報酬に関する要綱	農業委員会事務局
4	2	191 市立奈良病院運営市民会議開催要綱の一部を改正する告示	医療政策課
4	2	192 奈良市休日夜間応急診療業務運営委員会設置要綱及び奈良市休日歯科応急診療業務運営委員会設置要綱の一部を改正する告示	医療政策課
4	24	227 奈良市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示	保育所・幼稚園課

公 平 委 員 会

月 日	番号	件 名	主 管
4	26	1 奈良市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	

公 営 企 業

月 日	番号	件 名	主 管
4	1	18 奈良市水道事業及び下水道事業に係る公金の収納及び支払いの事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関並びに収納の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関の指定の一部改正	企業出納課
4	23	7 奈良市企業局職員就業規則の一部を改正する規程	経営企画課

規 則

奈良市職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年4月4日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市規則第34号

奈良市職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則

奈良市職員の自己啓発等休業に関する規則（平成27年奈良市規則第47号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第104条第4項第2号」を「第104条第7項第2号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（平成31年4月4日揭示済）

奈良市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年4月5日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市規則第35号

奈良市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市学校給食費の管理に関する条例施行規則（平成26年奈良市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第6条中「翌月」の次に「（当該学校給食を受ける月が8月である場合は、翌々月）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（平成31年4月5日揭示済）

奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年4月22日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市規則第36号

奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市税条例施行規則（昭和46年奈良市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項及び第2項中「総務部長」の次に「、総務部理事」を加える。

別記第41号様式（2枚目）中「

税 額 控 除 額

」を「

税 額 控 除 額 等

」に改める。

別記第54号様式中

変更前	配 偶 者
	変更後

を

変更前	同 一 生 計 配 偶 者	配 偶 者
	変更後	変更後

に改める。

別記第64号様式中

所在地及び法人名

を

(電話)
所在地及び法人名

に改める。

別記第65号様式中

法人税割額	円	円	を
外国の法人税等の額の控除額等	円	円	

法人税割額	円	円	に
市町村民税の特定寄附金税額控除額	円	円	
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	円	円	
外国の法人税等の額の控除額等	円	円	

改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- この規則による改正後の奈良市税条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）別記第41号様式の規定は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
- 改正後の規則別記第54号様式の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成27年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市税条例施行規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。
(平成31年4月22日揭示済)

告 示

奈良市告示第189号

奈良市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の能率報酬に関する要綱を次のように定める。

平成31年4月1日

奈良市長 仲川元庸

奈良市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の能率報酬に関する要綱

(趣旨)

- この要綱は、奈良市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和27年奈良市条例第30号）別表第1の規定に基づき、農業委員会の会長、副会長及び委員並びに農地利用最適化推進委員（以下「農業委員会の委員等」という。）の能率報酬の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。
(支給対象活動)
- 能率報酬の支給の対象となる活動は、農地利用最適化交付金事業実施要綱（平成28年3月29日付け27経営第3278号農林水産事務次官依命通知。以下「農地利用最適化交付金事業実施要綱」という。）第3の1(1)に規定する活動とする。
(能率報酬の財源)
- 能率報酬は、農地利用最適化交付金事業実施要綱に基づく農地利用最適化交付金（以下「交付金」という。）

を財源とする。

(能率報酬の額)

第4条 能率報酬の額は、次に掲げる農業委員会の委員等の活動及び成果に応じた額の合計額とする。

- 農地利用最適化交付金事業実施要綱第4の3(1)に規定する農地利用最適化交付金活動状況報告書に基づいて市長が定める額
- 農地利用最適化交付金事業実施要綱第4の2(1)に規定する農地利用最適化交付金成果実績報告書に基づいて市長が定める額

(支給の時期)

第5条 農業委員会の委員等の能率報酬は、当該年度の交付金の交付を受けた後に一括して支給するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、農業委員会の委員等の能率報酬の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(平成31年4月1日揭示済)

奈良市告示第191号

市立奈良病院運営市民会議開催要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成31年4月2日

奈良市長 仲川元庸

市立奈良病院運営市民会議開催要綱の一部を改正する告示

市立奈良病院運営市民会議開催要綱（平成27年奈良市告示第201号）の一部を次のように改正する。

第6条中「医療事業課」を「医療政策課」に改める。

附 則

この告示は、平成31年4月2日から施行する。

(平成31年4月2日揭示済)

奈良市告示第192号

奈良市休日夜間応急診療業務運営委員会設置要綱及び奈良市休日歯科応急診療業務運営委員会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成31年4月2日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市休日夜間応急診療業務運営委員会設置要綱及び奈良市休日歯科応急診療業務運営委員会設置要綱の一部を改正する告示

(奈良市休日夜間応急診療業務運営委員会設置要綱の一部改正)

第1条 奈良市休日夜間応急診療業務運営委員会設置要綱(昭和61年奈良市告示第84号)の一部を次のように改正する。

第5条中「医療事業課」を「医療政策課」に改める。
(奈良市休日歯科応急診療業務運営委員会設置要綱の一部改正)

第2条 奈良市休日歯科応急診療業務運営委員会設置要綱(昭和61年奈良市告示第85号)の一部を次のように改正する。

第5条中「医療事業課」を「医療政策課」に改める。

附 則

この告示は、平成31年4月2日から施行する。

(平成31年4月2日揭示済)

奈良市告示第227号

奈良市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成31年4月24日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(昭和61年奈良市告示第133号)の一部を次のように改正する。

第4条中「11月末日(前条第2項又は第3項の場合にあつては、当該年度の2月末日)」を「市長が定める日」に改める。

第5条中「15日以内又は3月20日までのいずれか早い日までに、」を「速やかに」に改める。

附則に次の1項を加える。

(平成31年度の予算に係る補助金の特例)

4 平成31年度の補助金についての第3条の規定の適用については、同条第1項中「4月から6月まで」とあるのは「平成31年4月から同年9月まで」と、「7月31日」とあるのは「同年10月31日」とし、同条第2項及び第3項の規定は、適用しない。

別表中「補助金の額」の次に「(年額)」を加える。

附 則

この告示は、平成31年4月24日から施行し、この告示による改正後の奈良市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成31年度の予算に係る補助金から適用する。

(平成31年4月24日揭示済)

公 平 委 員 会

奈良市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年4月26日

奈良市公平委員会

委員長 山 寄 健 二

奈良市公平委員会規則第1号

奈良市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

奈良市管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年奈良市公平委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表市長部局の項中「会計管理者 理事」を「理事」に、「参事」を「参事 東部振興監 会計管理者」に、「主幹 地区調整主幹」を「主幹」に、「総合政策部秘書課総務係長及び秘書係長 財務部財政課予算統括係長、財務分析係長及び資金調整係長 総務部総務課庁舎管理係長 総務部人事課人事係長、臨時職員係長、人材育成係長及び給与厚生係長」を「総合政策部秘書広報課秘書係長 総合政策部人事課組織開発係長、人事係長、人材育成係長、給与係長及び福利厚生係長 総務部総務課庁舎・公用車管理係長及び庁舎管理を担当する主任(奈良市庁舎管理規則(昭和42年奈良市規則第18号)に関する保安事務を統括する者に限る。) 総務部財政課予算統括係長、資金調整係長及び財政健全化推進係長」に、「総合政策部秘書課の」を「総合政策部秘書広報課の」に、「総務部人事課の」を「総合政策部人事課の」に改め、同表教育委員会事務局の項中「教育総務部」を「教育部」に改め、同表教育機関等の項中「次長」を「次長 参事」に改め、同表監査委員事務局の項中「課長 主幹 課長補佐」を「主査」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の奈良市管理職員等の範囲を定める規則の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(平成31年4月26日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第18号

平成26年奈良市企業局告示第3号(奈良市水道事業及び下水道事業に係る公金の収納及び支払いの事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関並びに収納の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関の指定)の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行する。

平成31年4月1日

奈良市公営企業管理者

池 田 修

第2項中「株式会社 近畿大阪銀行」を「株式会社 株式会社 関西アーバン銀行」

関西みらい銀行」に改める。

(平成31年4月1日揭示済)

奈良市企業局管理規程第7号

奈良市企業局職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年4月23日

奈良市公営企業管理者
池田 修

奈良市企業局職員就業規則の一部を改正する規程
奈良市企業局職員就業規則（昭和33年奈良市水道局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第38条に次の1項を加える。

7 年次休暇が10日以上与えられた職員に対しては、当該年次休暇を付与した日から1年以内に、当該職員の有する年次休暇日数のうち5日（職員自ら年次休暇を取得した場合においては、当該取得した日数分を減じた日数）について、職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させるものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の奈良市企業局職員就業規則第38条第7項の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(平成31年4月23日揭示済)